

## 平成21年度第12回 落合第一地区協議会の概要

日 時	平成22年3月2日(火) 午後7時00分～9時00分
場 所	落合第一地域センター3階 集会室
出席者	委 員 30名 特別出張所: 山本所長、川崎副所長、新川主査、関口活動支援員
協議内容	1. 代表挨拶 2. 議 事 1) 各PT報告 2) 各PTの締め及び申し送り事項のまとめについて 3) (仮称)自治基本条例区民検討会議報告 4) 落合第一地区協議会会則の改正について 5) 第3期委員の募集について 6) その他
配付資料	①平成21年度第12回落合第一地区協議会次第 ②平成21年度第14回「広報PT」会議の概要 ③平成21年度第11回「自転車問題PT」会議概要 ④歩きたくなるまち新宿(駐輪場を記した地図) ⑤平成21年度第16回「ふるさと落合PT」会議概要 ⑥平成21年度第18回「安全・安心PT」会議概要 ⑦平成21年度第1回、2回「センターまつり実行委員会」会議概要 ⑧落合検定クイズ 第2弾 ⑨落合第一地区協議会会則新旧対照表 ⑩東京都における無電柱化、整備スケジュール ⑪新宿区自治フォーラム2010 ⑫新宿区自治基本条例区民検討会、検討連絡会資料 一式

### 1 清水代表挨拶

- ・ 湧水地3ヶ所の視察行事は、現地にて関係者の説明等も得られ、実のある観察が出来た。「区民ふれあいの森検討会」に提案する有意義なご意見があったら提言頂きたい。
- ・ 各PTともに、3月の部会で締めと申し送り事項をまとめて頂き、最終全体会で発表頂きたい。
- ・ センターまつり実行委員会へのご協力も、全体で是非お願いしたい。

### 2 議 事

#### 1) 各PT報告

##### ◇ 広報PT (配付資料②参照)

- ・ みどりの風 第8号は今月中完成予定
- ・ 「次期地区協議会に引き継ぎたい事、要望」は配付資料②のとおり。

##### ◇ 自転車問題PT (配付資料③、④参照)

- ・ 2/16(火)新宿区自転車対策係の高須係長において頂き、「新宿区の駐輪状況と今後の対策」について講習を受けた。詳細は配付資料③のとおり。
- ・ 自転車対策係から、落一地域周辺を含んだ駐輪場の案内図を頂いた(配付資料④)。これをセンターまつりの際に地区協ブースに設置し、地域の方々にご自由におとり頂きたい。

##### ◇ ふるさと落合PT (配付資料⑤参照)

- ・ ふるさと落合DVDは3/15完成予定。3/24に上映会を行なう。ご都合のつく方にはおいで頂きたい。
- ・ 「次期地区協議会に引き継ぎたい事、要望」は配付資料⑤のとおり。

##### ◇ 安全・安心PT (配付資料⑥参照)

## ◎ 安全安心マップについて

- ・ 安全安心マップ完成。
- ・ 配布先・・・各町会50部ずつ、管内の小中学校は家庭数、管内保育施設、管内公的施設、管内ピーポ110ばんのいえになっているコンビニ、出張所窓口
- ・ センターまつりの際、地区協ブースに安全安心マップ・プレートを設置する。

## ◎ 視察について

- ・ 3ヶ所とも、雨が降らなければ水が湧き出てこない状況。ポンプで地下水をくみ上げる方式を取っている所が多かった。

## ◇ センターまつり実行委員会（配付資料⑦、⑧参照）

- ・ クイズの内容は、配布資料⑧のとおり。
- ・ 景品は、啓発グッズなどとし、新たに購入する事はしない。
- ・ 地区協ブースには、ふれあいフェスタの際に作成したパネルを飾りたい。

## 2) 各PTの締め及び申し送り事項のまとめについて

- ・ 本日の全体会より後に各PT会議が設けられる。その際に各PTで来期への引継ぎ内容を討議して頂きたい。月末の臨時全体会でその内容について承認を得て、次期へ引き継ぐという手順で進む。

- ・ 臨時全体会日程

平成22年3月29日(月) 午後7時～ 於:落合第一地域センター3階 第1集会室

## 3) (仮称)自治基本条例区民検討会議報告（齊藤副代表、和田委員）

### ◎ 和田委員からの報告

- ・ 2/5の連絡会では、中間報告会で皆さんから出た意見をまとめたものが配布された。是非お読み頂きたい。
- ・ 2/11の区民検討会議では、住民投票と地域基盤について平行して進めた。地域基盤については、ワークショップ形式で、「あるべき地域自治組織とはどういうものか」というところから始めているが、なかなか意見が出てこない。
- ・ これに対して、運営委員会でも「地域基盤について」の落としどころを探っている。現在の状況で、地区協議会をどう位置づけるかというのはほぼ不可能。従って、既存の団体を位置づけるのではなく、「地域の問題を解決する組織を作る事ができる」という方向になるであろう。そうなった場合、公権力を持った団体を作るという事になるので、そういった団体の正当性や代表性をどうするのか、といった問題が出てくる。これについては個別の条例を作り、検討しようという事になると思われる。
- ・ 「地域基盤について」がそのような落としどころになるとすると、この先、「行政の権限」や「議会の権利と責務」に関して、様々な問題が出てくると思われる。様々な問題があるにも関わらず、4月の初めまでに基本的な考えをまとめるというのが与えられた使命である。今後は、検討連絡会とは別枠で、区民・行政・議会から2名ずつ出て、6名でたたき台を作るという事が決まった。

### ◎ 齊藤副代表からの報告

- ・ 和田委員の報告のとおり、検討連絡会がなかなか進まないで、今後はこれまでの18人を6名に減らし、たたき台を作っていく。作ったたたき台は区民検討会議に持って行き、そこから検討連絡会で話し合いをするという流れで作業を進める。
- ・ 地区協議会はどうやって出来たものかを行政に確認したところ、各地域でやっていた「課題別会議」が地区協議会になったとの事。地区協は住民の中から自然と出てきたものだという話もあったが、地区協は新宿区が作ったものだという事を確認をした。町連代表としては、住民の意思ではなく、行政側がつくったものを条例の中で位置づける事に反対という話をした。
- ・ 地区協、各諸団体、町会をどういう位置づけにするかという、「地域の問題を解決する組織を作る事ができる」という程度。要するに、ニュアンスだけを作るというところに落ち着く。ただし、作る事によって「区はバックアップする事」というのは出てくると思う。

- ・ 区民検討会議では、住民投票の投票権は18歳以上となった。問題は外国人の取り扱い。

◎ 住民投票について、その他（和田委員）

- ・ 住民投票請求者数については、有権者数の1/10や1/6など色々な意見がある。例えば、1/50とした場合、90%の確立で議会にはねられる。1/3まで集めたとした場合、リコールもできれば解散もできる。1/6というのも出ているが、それは、合併協議会が破綻したときに、1/6集めれば協議会の設置が出来るという事が出てきた数。いずれにしても、これらの数字に対して根拠というのはあってないようなもの。通常は、首長が重要な案件かどうかを審査し、議会に付すというのが殆ど。
- ・ 地区協議会の委員改選に伴い、来期、地区協議会からの代表委員は別の方をお願いしたい。

△ 意見1

和田委員から、来年度は他の方に交代したいという話があったが、これまでの経過というのもあるので、来年度もできれば和田委員にやってほしい。

○ 意見1に対する回答

この会議で期日にとらわれずに良い条例を作ろうという決議をしている。言った以上はそれを守ろう。自分は代表委員にならなくても行く。だから、ここからもう一人出て欲しい。これまでの経緯は配付した資料を読めばわかるはず。

△ 意見2

傍聴に行くたびに、委員の皆さんは根気強く立派だと思う。出来る範囲で協力したいと思うが、進行速度が思っていたペースとかなり違うので、誰かが何とかしないといけないという気がした。皆さんの知恵を反映させて行くことが必要だと思う。

△ 意見3

今後のタイムスケジュールは完全に決まっているのか。落一地区協としては、ゆっくり時間をかけて、納得いくものを作って欲しいと投げかけているが、他の方々からそのような意見はないのか。また、自治基本条例が出来上がった時には、区民、議会、行政のうち、どこにとってプラスになるものだと思うか。

○ 意見3に対する回答

恐らくスケジュールは既に計画として入ってしまっていると思う。今後は、5月の区民討議会やアンケート調査がある。区民討議会は、検討会議などに参加していない新宿区住民から、無作為に50名を選び出し、その方々の声を聞こうというもの。頂いたご意見は、検討する際の参考とさせて頂くものであり、そこで決断するという事はない。

また、自治基本条例は区民のプラスになるもの。その為に作っているものである。

△ 意見4

先週の広報しんじゅくに22年度の予算案が出ており、第1次実行計画事業の基本目標に、「仮称自治基本条例の制定」、「地区協議会の位置づけの明確化と運営の充実」と書かれている。行政の予算案の中にこのような事が書かれているという事は、行政の方が先に進んでいるのではないか。

○ 意見4に対する回答

広報しんじゅくに載ったものは、20年度に作った「第一次実行計画」に基づく予算案である。第一次実行計画は、20年度～23年度までの計画であるが、その中に、「自治基本条例の制定」と、「地区協議会の明確化」というのが謳ってある。自治基本条例がどう作られるかにより、地区協議会のあり方が変わってくると思うが、自治基本条例自体がまだ出来ていないので、20年度当初のまま計画変更されていない。計画変更されていないからそのまま載っている。

4) 落合第一地区協議会会則の改正について（配付資料⑨参照）

※ 訂正・・・改正案 第5条 4、5は削除

- ・ 赤字で記載したように会則の改正を行ないたい。

■ 質問1

改正案 5条2「役員は、地区協の委員の経験が通算して2年以上あるものでなければならない」とあるが、「通算」だと空白があってもよい事になるので、「継続」の方が良いのではない

いか。

● 回答1

地区協議会は常に動いている会なので、ブランクがあると活動の流れを把握する事が難しいと思う。委員の皆さんも同意見であれば「継続」や「連続」というような言葉に修正したい。

■ 質問2

改正案 第5条(5)にある、「第8条第1項」とは何か？

● 回答2

第8条第1項「地区協の会議は、全体会及び役員会とする。ただし、必要に応じプロジェクトチームを設置することができる。」

■ 質問3

改正案 第5条2について。地区協議会委員の任期は2年であるから、自分の任期を越えた部分を決める事になると思う。自分達の任期内の事は決めてもよいと思うが、それ以上の事を決めるのはおかしくないか。極論ではあるが、これが決まると来期委員が全員新人だった場合、誰も役員になれないという事態になる。

● 回答3

全員が新人というのは想定しづらい。もしもそのような状況になった時には、その時の委員で討議していただくのではどうか。

■ 質問4

全体会の開催通知と一緒に委任状が送られてきたが、会則の改正案は同封されておらず、今日初めて内容を知らされた。内容も知らせずに委任状だけ書いてください、というのはおかしい。3/29に今期最終の全体会をやるのであれば、この件についての採決はその時でもよいのではないか。

また、現在、広報はPTとして存在しているが、広報はプロジェクトではなく永続的なものなので、プロジェクトチームという考え方、呼び方はおかしいのではないか。

また、地区計画がその後どうなっているかや、坂の名称を募集していた事、緑の問題など、地区協議会である程度のところまで関わったり、活動しても、その後の問題というのをまとめ、情報を集め、我々がまたどのようにそれらの課題を消化していくのかを提示する機関がない。この会の中に、企画委員会や総務委員会のような継続的な機関を作っておく必要があると感じる。会則の改正についても今決めるのではなくて、来期の新委員が入った時に、「会則改正委員会」のようなものを立上げ、長い目で検討していく事が必要だと思う。

また委員の任期が全員2年だと、これまで取組んできた事業が2年で断たれてしまう。そういった事が無いようにする為、次回は任期を2年と3年に分けて募集をするという手もあると思う。そのような事も、今後全員で考えていく必要があると思う。

● 回答4

地区協議会発足時に遡ると、会則の細かな文言にとらわれず、落一らしく、和やかに会を運営して行こうという事だった。発足時に執行部を作ることを提案したが、代表以下みんな平等という事で、代表も役員会も何の権限も持たされていない。3/29の臨時全体会の開催にしても、それを役員会で決定して良いのかと言われれば、役員会にそれだけの権限が無いのが実状。そういった事も含め、一言一句にとらわれて会則の改正をしていくとなると、3/29だけでは間に合わないと思う。そういった点をご理解いただき、ご協力いただければと思う。

頂いたご意見は、非常に重要な事だと思うので、次期への引継ぎ事項に盛り込むべき意見はとしたい。

△ 意見1

改正案 第5条2は削除した方が良い。常識的に考えればそういった事は起こらないと思う。

■ 質問5

意見1を取り入れた場合、新人でも代表が出来るという事になるのか。

● 回答5

その通り。しかし、「役員は互選により選任する」という事なので、委員が認めなければ役員になることはできない。

△ 意見2

意見1に賛成。会計・会計監査というのは特に経験がなくても出来る事だと思うし、新しい発想で新人がPTリーダーになった方が良い場合もあると思う。経験者でなければこれまでの事を把握できないと懸念しているのかもしれないが、それを教え、理解させるのが引き継ぎだと思う。

△ 意見3

改正案 第5条2を生かすのであれば、「役員」を「代表・副代表」としてはどうか。

△ 意見4

地区協議会は、委員の間に格差が出ないように「会長」という名前を敢えて使わなかった。その経緯を考えると、「代表・副代表」を突出させるのはよくない。

<決定事項>

会則の改正はしない。会則の改正については時期以降の委員に任せる。

◎ 清水代表より

2期に亘り代表を務めて感じた事は、新しい委員の中に、「その時にはいなかったからその話を知らなかった」という発言をしていた人が何名もいたという事。今、皆さんのご意見を伺って思うのは、そういう発言は決してせずに、分からない事があるのであれば事前に勉強して頂きたいという事。これは全委員の方にご理解頂き、努力して頂きたいと思う。そうすれば、新しい方が役員になっても異議はない。

5) 第3期委員の募集について（事務局）

- ・ 推薦団体委員14名、公募委員20名から応募を頂いた。推薦団体委員は順次出揃うと思うが、公募委員が締め切り時点で10名足りない。再募集を行なうかどうかをご討議頂きたい。

■ 質問1

各推薦団体で4月以降に総会を設ける団体がいくつかあると思う。その時に、推薦委員が変わる事になり、前任者が公募委員として地区協議会に残りたいとなった場合、既に公募が定員に達していたら入れないのか？その場合の対処法を考えた方がよい。

● 回答1

会則で公募委員は30名と決まっている。3/31締め切り時点で30名に達した場合は、会則を変えない限り委員になる事はできない。また、公募委員が30名に達しなかった場合、人数的には可能であるが、広く公募をせずに委員に加えるかどうかをその時の全体会で討議すればよい。

<決定事項>

質問1のような状況が起こった場合は、その時の全体会で方法を討議する。

6) その他

◎ 東京都における無電柱化、整備スケジュールについて

2/13に中落合のまちづくり会に東京電力と第三建設事務所の方に来て頂き説明を受けた。その時の内容を紹介したい。

- ・ 新目白通りは、無電柱化のみで、歩道の拡張は全く考えていない。
- ・ 4月から工事に入るが、要請があればいつでも説明会を開催する。
- ・ 車道に自転車道を作るには、コインパーキングなどがネックになり難しいとの事だったが、何か方法がないか聞いたところ、地区協議会でこのような事を取り上げ、説明会の開催を要請し、話を聞いたうえで地区協としての意見を要望書にまとめ提出していただければ多少変わるかもしれないとの事だった。是非とも地区協でこの件に対して取り上げて頂きたい。

◎ 西武線の踏切について

- ・ 地区協議会発足当初、下落合の開かずの踏切を無くそうという意見が多く出ていたが、中野区が一足先に、10年計画で中井から新井薬師方面に向けて野方までの西武線の踏切を無くしていく。下落合の踏切に関しても希望を持って活動を続けたい。

◎ 消防団からのお知らせ

- ・ 3/7(日)10時～15時 新宿消防署落合出張所でイベントが開催される。起震車、ハンゴ車体験、AEDの体験、消火器などを使った防災訓練を行なう。多くの皆さんにお越し頂きたい。